



障がい者と家族の
成年後見制度

本人たちの
思いを大切に

特定非営利活動法人

成年後見もやい

はじめに

障がいのある子を持つ親にとって、親が弱ってきた時や親なき後、その生活やお金の管理などをだれに託すとよいかは悩みの種です。どうするとよいのでしょうか？

親族に託す

きょうだい等に障がいのある方の生活やお金の管理を任せるように話しておく。

成年後見制度を利用する

家庭裁判所の決定した成年後見人が、障がいのある方の財産管理や日々の生活支援に関する手続きなどを行います。

『親が生前しておきたいのは、財産をたくさん残すことよりも、少ない財産でもよいので、そのお金を使って障害のあるわが子が快適に過ごせるように準備すること』

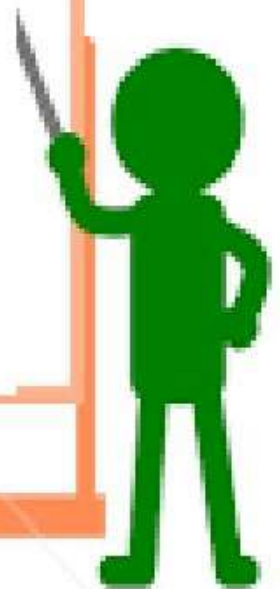
(渡辺伸監修「障害のある子が将来にわたって受けられるサービスのすべて」より)

家族でよく話し合って
どうするのがよいか
決めて下ろす！

成年後見制度とは

障がい者や高齢者で判断能力の不十分な方の権利擁護のためにある制度です。

本人（または親）に代わって、成年後見人が貯金や家・土地などの財産を守ったり、福祉サービス利用や入院などの契約や支払いなどをしたり、本人が十分理解できないまま結んだ契約の取り消しなどを行います。



手術や治療の同意、本人の介護や付き添いをする事などは、本人の家族や手伝ってくれる方に協力をお願いするしかありません。

成年後見人は、親族や弁護士、司法書士、社会福祉士のような専門職、社会福祉法人やNPO法人などの法人がなります。その決定は、申立に対して本人の支援にふさわしい方を家庭裁判所がえらびます。

(法定) 成年後見制度の特徴

●本人の判断能力に応じて3つの決定パターンがあります。

➤ 後見

対象は、契約の内容が分からなかったり、お金の管理が難しいので、誰かに代わって行ってほしいという方です。

➤ 保佐

対象は、重要な契約や、多額のお金の管理をすることが本人一人では難しいので、誰かに手伝ってほしい方です。

➤ 補助

対象は、重要な契約や、お金の管理は本人一人で行えるかもしれないが、誰かに手伝ってもらった方が安心な方です。

●パターンの決定や成年後見人の決定等は家庭裁判所が行います。

- 申立相談があれば、書類作成等手続きなどのお手伝いはもやいがいたします。その際にかかる印紙や切手代などはサポート代としていただきます。
- 後見人候補者として、もやいを推薦していただきますが、決定は家庭裁判所が行います。



家庭裁判所

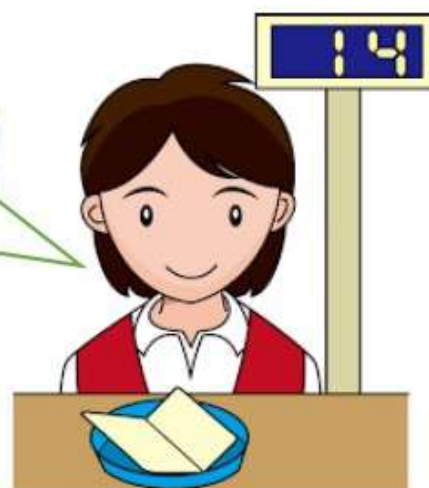
どんな時に成年後見制度利用の手続きを取るとよいのでしょうか



親、きょうだいが高齢になってきて、本人に代わって行っていたお金の管理や福祉サービスの契約や支払い、チェックがむづかしくなってきたかなあという不安を覚える時。

親なのに、銀行の窓口で、成年後見人をつけてくださいといわれた！

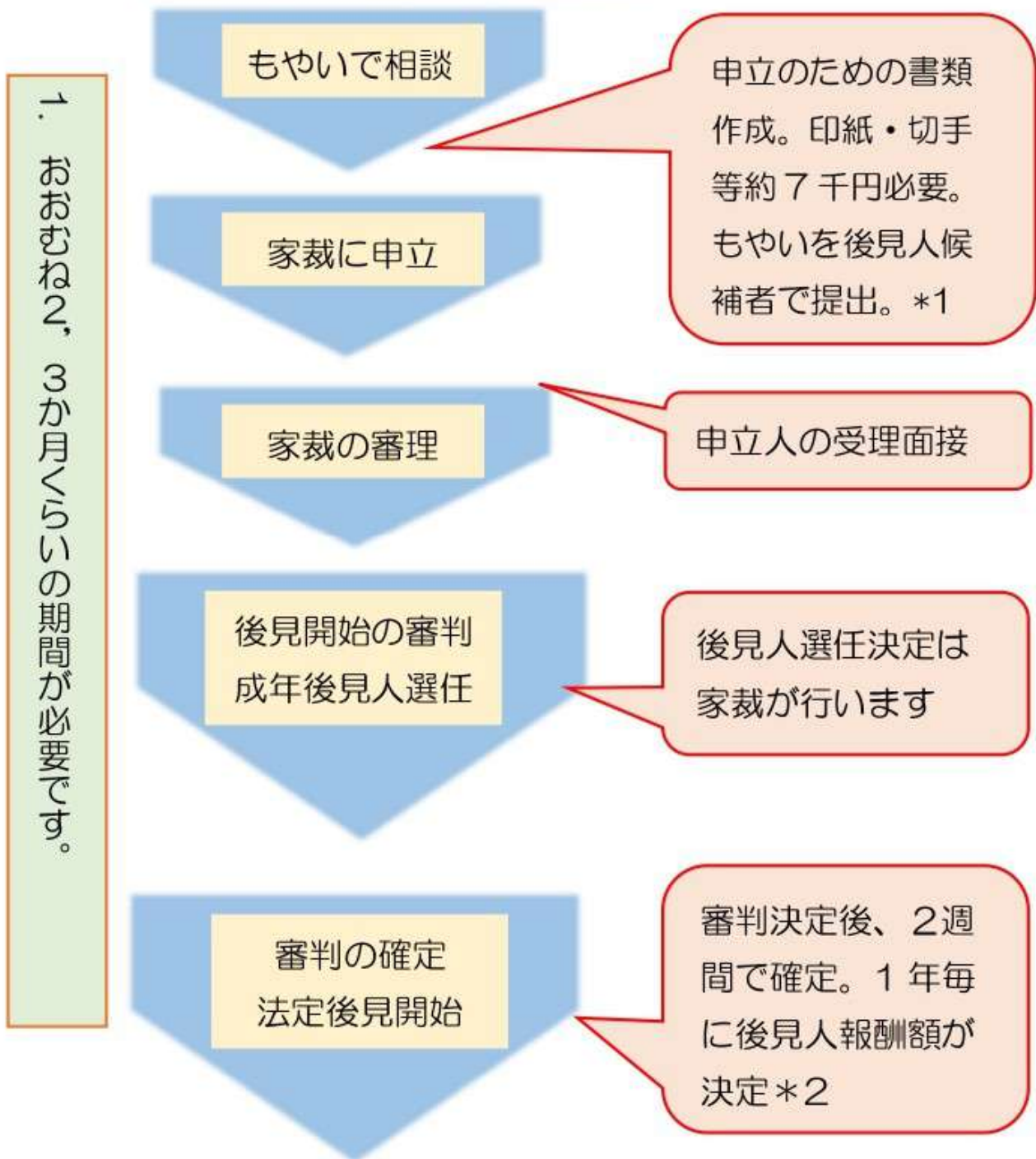
ご本人でないと引き出せませんよ



入所施設に入っているため、ほとんど使うことのない年金が貯まってしまい、管理する方法に困ってしまった時など

貯

成年後見開始申立手続きについて



※1 もやいでは、申立支援費として3万円をいただきます。

※2 報酬負担が困難な方は名古屋市成年後見制度利用支援制度を申請します。



大事なこと

現在の成年後見制度では、利用者本人の直接の介護・付添や施設などの身元引受人はできません。

でも、もやいでは、社会福祉法人や他の専門職などとの連携を図り、福祉サービスも含めいろんなサービスや事業を利用して、利用者本人の社会生活が豊かになるようにお手伝いしています。

NPO 法人なので、複数の人間がチームを組んで継続的な支援をしていくことができます。

ぜひ、ご相談ください。

それから、私たちの活動を支えるためにも、会員、賛助会員として、活動資金への協力をお願い致します。

〈年会費〉

本会員	5,000 円
賛助会員	3,000 円
法人会員	10,000 円

寄付は随時受け付けています。

相談によっては、名古屋市社会福祉協議会運営の名古屋市成年後見あんしんセンターなど関係機関へのご紹介もいたします。



特定非営利活動法人

成年後見もやい

☎ 052-746-9395

Fax 052-746-9396

E-mail koukenmoyai@hi3.enjoy.ne.jp

〒456-0031

名古屋市熱田区神宮二丁目3番4号

もやいビル3階